

～毎月10日は人権を考える日～

## 教科書無償運動

教科書は、現在では当たり前のように無償で配られています。かつては有料でした。その無償になる背景には、教科書無償化のために運動を起こし、力を尽くされた人々の努力の積み重ねがあったのです。中でも、歴史的、しかも決定的な闘いは、1961年（昭和36年）から始まる高知県の教科書無償闘争です。

### 当時の生活の様子

高知県の土佐湾にのぞむ半農半漁の地域では、仕事らしい仕事に恵まれず、母親たちの多くは、失業対策事業に出て働いていた。一日働いても300円。この母親たちは、毎年3月を迎えるのが辛かった。子どもたちに教科書を用意してやらなくてはならないからである。教科書代は当時小学校で約700円、中学校になると約1,200円。親たちにとっては、かなりの額であった。

↓

そのころ母親たちは、学校の教師と学習会をもっていて、憲法を学習している時に、憲法第26条から権利意識に目覚めました。

### 憲法第26条第2項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

母親たちは、学校の教師をはじめ、地域の民主団体や部落外の人々にも働きかけ、〈教科書をタダにする会〉を結成し、集会を開き、署名活動など運動を進めていきました。

↓

その後、根強く運動を進め、たくさんの人々や団体・政党に支持され、全国的な運動に発展し、国会でも大きな問題であるとして取り上げられました。そして、1963年（昭和38年）12月に『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』が成立しました。64年～69年にかけて順次枠を広げ、小中学校全体が無償となりました。

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

### 〈教科書の袋の裏に書かれたメッセージ〉

保護者の皆様へ

お子様のご入学おめでとうございます。この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代をになう子どもたちに対し、わが国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されております。一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

文部科学省

教科書は、「すべての子どもに勉強をさせてやりたい」と強く願う人々の思いと言動から無償で支給されることとなり、子どもの学ぶ権利につながっていくことになりました。たくさんの方の思いが詰まった教科書を大切にするとともに、「学ぶ」ことについて今一度考える機会にはいかがでしょうか。